

(7) 交通費

2の(4)の事業実施地域にお住いの方は無料です。

通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護及び指定予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収します。

①事業所の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル未満 無料

②事業所の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル以上 200円

以降5キロメートルますごとに
100円

③介護保険利用者は実施地域を超える場合(中山間地域該当者として)
加算5%で訪問

(8) その他の費用

①サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

②日祝日及びお盆期間(8月13日から15日)、年末年始(12月31日から1月3日までは営業日以外として下記料金を別途徴収します。

日祝日料金 30分 1,000円 1時間 1,500円 1時間30分
2,000円

③長時間訪問看護加算を算定した日以外の日に90分を超える訪問看護行った場合

1,000円 : 1回のご利用が90分を超えた場合(30分毎)

(5) 介護保険給付対象外サービス

種 類	利 用 料
死後の処置料	10,000円
看護材料費	実費相当額